

会員通知 第13号
2026年2月12日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長野 実

一般社団法人投資信託協会の名称変更等に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、「受託契約準則」の一部改正を行い、2026年4月1日から（企業行動規範に関する規則については、2026年5月25日から）施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「一般社団法人投資信託協会」と「一般社団法人日本投資顧問業協会」との合併に伴い、その名称が変更となること、また、インサイダー取引規制違反を未然に防止するための仕組みとして、2009年5月より日本証券業協会が運営しているJ-IRISS（Japan-Insider Registration & Identification Support System）が、2026年5月25日以降、運営を終了することに伴い、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

項目

1. 一般社団法人投資信託協会の名称変更に伴う見直し

2. J-IRISS の運営終了に伴う見直し

内容

- ・「一般社団法人投資信託協会」の名称を「一般社団法人資産運用業協会」に変更します。
- ・J-IRISS の運営終了に伴い、該当規定を削除します。
(J-IRISS の運営終了に関する詳細につきましては、2025年6月16日に日本証券業協会から公表された『「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について』を御参照ください。)

III. 施行日

1. に関しては、2026年4月1日から施行します。
2. に関しては、2026年5月25日から施行します。

以上

一般社団法人投資信託協会の名称変更等に伴う
「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表.....	2
3. 発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	3

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用) 第29条 (略) 2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(12) (略) (13) 投資信託受益証券及び投資証券 (国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>一般社団法人資産運用業協会</u> が前日の時価を発表するものに限る。) 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80 (14) (略) 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>一般社団法人資産運用業協会</u> が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人資産運用業協会</u> が発表する時価 (3)～(5) (略)	(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用) 第29条 (略) 2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(12) (略) (13) 投資信託受益証券及び投資証券 (国内の金融商品取引所に上場されているもの及び <u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するものに限る。) 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80 (14) (略) 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人投資信託協会</u> が発表する時価 (3)～(5) (略)
付 則	
この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。	

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備) 第17条 (略) (削る)	(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備) 第17条 (略) <u>2 上場会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J－I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。</u>
付 則 この改正規定は、令和8年5月25日から施行する。	

発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下の項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(10) (略) (11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人資産運用業協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの 一般社団法人資産運用業協会が発表する時価 (3) (略) 3 (略)	(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下の項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。 (1)～(10) (略) (11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの 一般社団法人投資信託協会が発表する時価 (3) (略) 3 (略)
付 則	
この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。	